

婦人労働資料 第二三號
昭和二十七年一月

調査結果からみた派出看護婦の實態

労働省婦人少年局

調査結果からみた派員看護婦の現態

派員看護婦は入院患者又は家庭における患者の求めに任じその看護の任に就くものであるが、従来主として行われていた派員看護婦会による派員の募集は、昭和二十二年十一月一日職業安定法の施行により禁止され、現在は公共職業安定所の紹介、労働大臣の許可をうけた私営紹介所による有料紹介（安定法三三）及び労働組合による労働者供給事業（安定法四五）の三形態によつて行われている。これら三種の派遣方法には、それぞれ利害得失があり、且つ派員看護婦は所謂要請使用人として労働基準法の保護の枠外におかれており、（基準法八）又派員看護婦の特殊性がその労働条件は一般的に悪いことが予想される。

昭和二十六年五月、婦人少年局においては、派員看護婦の現態を主として紹介面及び労働条件の面において調査したが、この調査の結果から見た現態に於いて見る。この調査は派員看護婦の多い群馬、千葉、東京、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、愛媛及び福岡の十都府県において行い、紹介機関については、公共職業安定所一三、同業既集一口、（紹介機関ではないが、紹介に関連する施設として）私営紹介所二四及び労働組合一について行い、派員看護婦及び求人側については、以上の紹介機関登録者及びその紹介機関に対する求人者について行つたが、回答派員看護婦六三二人、回答求人者五七二人であつた。

一 派員看護婦の派遣

公共職業安定所の紹介においては、手数料を要せず、又従来派員看護婦会により行われておつた賃金の中間搾取のない等の利便があるが、個々の派員看護婦の技量、性格と疾患、求職環境等との関係に於て必要なる適当な選別がなされず、一方、有利な職業紹介においては、公共職業安定所の紹介における欠点は余り多く、反面、求人、求職手数料の必要等の欠点がある。これを調査結果に於ても、公共職業安定所において

は、紹介担当者二人のうち専任者七人であり、残りの一人は兼任者となつて居り、又、看護婦の資格を有する人、或は看護婦としての経験を有するものが皆無であるに反し、私営紹介所においては、紹介担当者六人のうち専任者四人を教え、看護婦の資格を有するもの五人、資格はないが経験のある者一人となつて居る。

派山看護婦は病人看護という業務の性質上夜間、日曜等においても緊急なる派遣を必要とするが、公衆職業安定所においては、通常の勤務時間外においては、日直、或は宿直によつて紹介が行われて居るので、事務所と宿舍が同一の場所にある私営紹介所に比し、紹介の円滑と云ふ場合がある。これは、求人側調査において、申込先が安定所委託案が最も多く、私営紹介所、労働組合、公衆職業安定所窓口の順になつて居ることからも伺ひ知ることが出来る。

二、派山看護婦の宿舍

派山看護婦の宿舍について見るに、公衆職業安定所委託案は、従来看護婦会の宿舍であつたものが大部分を占め、一調査委託案一〇のうち九はその経営者は元看護婦会々長、或はその役員であつたものが多く（調査委託案一〇のうち八人は会長、一は元役員）二に準に宿舍経営者となり得ないうらみかひわけではない。

宿舍当り居住者数は公衆職業安定所委託案のものが多く、委託案の場合は三〇人ないし三九人のものが最も多いに反し、私営紹介所のそれは一人ないし九人のものが最も多い。これら宿舍の在籍者一人当りの敷金を見るに、委託案の場合は九畳以下のものが最も多く二畳以上のものはなく、私営紹介所では、九畳以下又は一ないし一・九畳のものが多く、二畳以上のものもかなりある。一の労働組合においては、一ないし一・九畳以下となつて居る。これは事業附属宿舍宿舎規程に規定する一人あたり二・五平方メートル（約一・五畳）に比し低いようであるが、派遣された派山看護婦は派遣先は宿泊するのが通常であり、残留者

一人当りの広さは必ずしも狭いとはいえない。

一ヶ月宿舍費は、公衆職業安定所委託案、私営紹介所宿舍の両に著しい差は見られない。委託案は最低四〇〇円、最高七五〇円、私営紹介所は最低一〇〇円、最高七五〇円である。兩者とも定額のもの、裁切日数によつて差をつけるもの、収入の一割とするもの等々である。

三、派山看護婦の個人的特性

先づ派山看護婦の年令を見ると、平均年令三三才、二五才から五〇才までのもの七五%を占めて居り、病院診療所の一般看護婦の場合平均年令二三才で二五才未満の者が大部分を占めて居るのに對し、著しく高い。

配偶関係を見るに、未婚者半数、死別、再別、別居の四一%、病廃診療所の一般看護婦の場合は大部分が未婚者であるのと對照的である。

派山看護婦が看護婦の資格を取得する方法には、検定試験合格、一年制養成所卒業検定試験合格、二年制養成所卒業検定試験合格、三年制養成所卒業検定試験合格等種々あるが、異地転居をして検定試験に合格したものの環も多く、四一・二%を占め、これを病院、診療所に雇用されている一般看護婦のそれが一三・八%（昭和二十五年二月婦人労働局調査）であるのに比べて著しい差異を示している。

看護業務の経験年数は五年以上十一年未満が三五・二%、十一年以上四三%を占め、病院診療所の一般看護婦の五年未満、経験者の五五%（同調査）に比し著しく高い。

四、派山看護婦の労働条件

派山看護婦の行う仕事をみると、検温、注射等看護業務については、病院派遣者、家庭派遣者において大差ないが、これら本来の業務の外、求人者の授け、又はその要求に使用される場合がかなり多く、肩

院派遣者は家庭派遣者にくらべると、求人者の便に從事するものが多ハのに対して家庭派遣者は求人者の家事に從事するものの割合が幾分高い。

表初日数は、調査期日の前月にあたる四月における平均初日数二四、四日となつて居り、一般産業の女子のそれと大差ない。これを紹介機関別に見ると、公共職業安定所（二四、一日）と私營紹介所（二四、一日）は大体同じであるが、労働組合の場合若干高い（二六、五日）。派遣看護婦は急病、重症患者、長期療養患者等を看護する場合が多く、且つ住込であるため勤務時間が長く、一日平均一三、九時間となつてゐる。このような長時間勤務は夜間勤務が相当多いことと拘束時間と勤務時間とが区別されなハとの原因があると思われる。

調査日前一週間において夜間勤務をしたものの六〇％、入院患者に派遣されたものより家庭の患者に派遣されたものの一方が多い。なお夜間勤務の場合、交替するもの、場合は少く、交替しないもの七八％で大部分を占めてゐる。

平均睡眠時間は、七、三時間となつてゐるが、最遅睡眠時間四時前未満のもの二、四％みられその大部分は派遣先が家庭である。なお最遅睡眠時間八時以上のもは家庭の場合が少い。起床時刻は午前六時から六時三十分までのもの最も多く、就寝時刻は午後十時から十一時までのものが最も多くなつてゐる。

休日十二時以降に就寝するものも家庭の場合が多く、上述睡眠時間の短いのと照應してゐる。休日は派遣看護婦と求人者とのとりきめによるが、休日のないもの九二、七％で、大部分を占めてゐる。休日のある場合派遣期間中一日が最も多い。

派遣看護婦の給与は概ね同業者向においてとりきめられてゐる協定派収料金にもとづいて算定されてゐる。食費は派遣先の負担となつて居り、食事のつかない場合は、食費として現金が支給される。約八〇％は食事つきである。所定給与の外、派遣先から心附として現金或は食料で給与の支給される場合がある。これらの給与は表初日数によつて増減するが、所定給与外の給与を含め一人当り一ヶ月平均給与をみると

調査期日の前月にあたる四月は六一、二五円となつてゐる。紹介機関別に見ると労働組合最も高く七、二四六円、公共職業安定所五、七八六円、私營紹介所六、三三三円となつてゐる。所定給与外給与のあるものを四月において見ると一、九％となつて居り、これを病院派遣者、家庭派遣者に分けると後者の場合が若干多い（病院一、八、文、家庭二、一、一％）が、所定外の現金給与について見ると病院派遣者の方が高くなつてゐる。（病院一、一三三円、家庭七、四四円）

派遣看護婦が疾病にかかり或は負傷したような場合の療養負担について見ると、勤務中のものについて、殆んど大部分である六六、八％は本人負担となつて居り、患者の負担は五、七％、病院負担は一、三％である。又、特別国民健康保険組合で一部負担を受けてゐるものは二四、四％でかなり多い。勤務外のものについてもほぼ同一傾向を示してゐるが本人負担の割合が七五、六％でかなり高くなつて居り、患者又は病院の負担が低くなり、兩者とも一、五％となつてゐる。これを紹介機関別に見ると、勤務中、勤務外を通じて私營紹介所、及び労働組合登録者については、本人負担が多く、特別国民健康保険組合の一即負担は、公共職業安定所登録者に多く、労働組合登録者は少ない。

五、派遣看護婦及び求人側の希望、意見

派遣看護婦及び求人側の希望、意見のうち多かつたものを参考までにあげて見る。先づ派遣看護婦から取られた希望、意見としては、療養保障制度の確立、労働時間の制限、家事雑役に使用しないこと、長期勤務の場合には休日を与えること、夜間勤務中の交番、健康保険、労災保険負担の患者の場合給与支払が選ばれるから適当な措置をとること、派遣看護婦の技術向上のための再教育、派遣看護婦の組織の結成等があり、求人側の希望としては、公共職業安定所の紹介手続の簡素化、日曜、休日における公共職業安定所の紹介の能率化、病室に適した人の派遣、派遣看護婦の技術向上、白衣の看護服着用、家政婦との区別の明確化等があり、公共職業安定所委託案に連絡した方が公共職業安定所に直接求人申込するよりも早く、且

つて適當な派遣看護婦の派遣が得られる。

私營紹介所は手数料が負担となるが、夜間、休日でも何に合う便宜がある等の意見がある。

六 結 語

以上の如く、紹介の面及び労働条件の面において種々の隘路をもつ派遣看護婦に対して市町村、関係者がそれぞれその面においてこれが真正の方策を考えねばならぬのであるが、國際的に如何なる考慮が払われているかを簡述して参考とし結語としたい。I・L・O 總会においては家事使用人については如何と雖としてはいないが、オーストリア及びオーストリアの理事会の決定にもとづいて昨年七月家事使用人の状態及び労働条件に關して、専門家で委員会の開かれ雇用契約、労働時間、休日、休憩、賃金、母性保護、給食、健康保護、社会保険、職業教育等について報告文が採られ、なお、家事使用人について國際的規則を定めるため、國際會議による審議前に三番構成の専門家會議が開かれるべきであるとしている。

参考資料 (一)

各地派遣看護婦の看護料金決定方法 (昭和二十六年十一月婦人少年局調)

県 名	看護料 金 決 定 方 法
郡 馬 県	(一) 本 報 告
千 葉 県	県安定課、医務科、安定所、市衛生課、基準局、私營紹介所代表、安定所、委託業主、派遣看護婦代表が集まり協定
東 京 府	東京府看護婦協会(委託業主、私營紹介所代表、派遣看護婦等からなる)の申合せ額を基準として各派遣看護婦と求人者との間によつて時宜に定めて決定される。
愛 知 県	(1) 安定所登録者については、派遣看護婦労働組合の總會で協議決定するもの及び派遣看護婦労働組合幹部会で協議決定するものがある。
三 重 県	(2) 私營紹介所登録者については、県下私營紹介所連合会の總會を開いて決定、健康保険及び労務保険による派遣看護料については県知事と同連合会と協定している。
大 阪 府	(3) 労務保険を行う労働組合の組合員については、労働組合役員会で協議決定、健康保険、労務保険による派遣看護料については県知事と協定している。
	県看護婦派遣労働組合が決定
	(1) 私營紹介所登録者については、府内私營紹介所間で最高看護料金を協定その際派遣看護婦の意向を参考とする。
	(2) 安定所登録者については、(1)の協定に準じて求人者と決定する。
	(3) 安定所登録者については、個々の派遣看護婦と求人者との間で決定する。
	(4) 私營紹介所登録者については、府内の私營経営所間で協定

県名	番 種 料 金 法 定 方 法
矢野 愛 香 岡	知事の決定した健康保険、船員保険の看護料に準じて定められる。 (不明) 県衛生部、民生部、労働部三省協議による一応の基準に従って、徴収看護婦と求人者と の向で決定する。

参考資料 (二)

各地漁業看護婦の勤務時間休日徹夜勤務の場合の手当、休養、交替に関する定め (昭和十六年十月婦分年報)

県名	労働時間、深夜素に関する定め
千馬 郡 葉	(未 報 告)
東 京	関係官庁、私営紹介所及び看護婦代表者間で協議。
愛 知	(1) 労働時間の基準八時間、然し行われていないようである。
三 重	(2) 徹夜の場合は三割の割増をつける。
京 都	安定所及び私営紹介所の紹介状に希望として記載。
大 阪	(1) 八時間以上の睡眠を与え、徹夜の翌日は休養をあたえる。
香 川	安定所及び私営紹介所の紹介状に希望として記載。
徳 島	安定所及び私営紹介所の紹介状に希望として記載。
高 松	(1) 徹夜勤務の場合は五割の割増をつける。
松 山	(2) 深夜勤務の場合は五割の割増をつける。
高 知	安定所及び私営紹介所の紹介状に希望として記載。
山 口	(1) 八時間の睡眠時間を与える。
山 陰	(2) 徹夜の場合は交代する。
山 陽	私営紹介所登録者については、府内私営紹介所間で協定、安定所登録者については三割 に準ずる。
鳥 取	(1) 一日の労働時間を十二時間とする。
島 根	な し
石 川	(不明)
富 山	な し

